



白神ねぎのん ©能代市

氏名の振り仮名を変更された方へ

問い合わせ 市民保険課 ☎0185-89-2133

各種市税等を口座振替にされている方

振り仮名の変更に伴い、口座名義を変更した場合、それぞれ手続きをしてください。

【必要なもの】

□ 名義変更後の通帳及び届出印

※①②④⑤はキャッシュカードでの手続きも可能

No	手続き名	手続き窓口	該当 ✓	済 ✓
		担当係・問い合わせ先		
① 後期高齢者医療保険料		市民保険課①～③番		
		後期高齢者・福祉医療係(本庁1階) ☎0185-89-2159		
② 介護保険料		長寿いきがい課⑩～⑱番		
		介護保険係(本庁1階) ☎0185-89-2157		
③ 配食サービス利用者負担金		長寿いきがい課⑩～⑱番		
		長寿社会係(本庁1階) ☎0185-89-2156		
④ 各種市税		税務課⑳番または銀行窓口		
		税務課 収納対策室(本庁1階) ☎0185-89-2128		
⑤ 市営住宅家賃・駐車場使用料		都市整備課		
		建設・住宅係(本庁2階) ☎0185-89-2194		
⑥ 保育料		子育て支援課		
		こども福祉係(本庁2階) ☎0185-89-2946		
⑦ 水道料金・下水道使用料		銀行窓口		
		水道管理係(本庁2階) ☎0185-52-5221		

各種手当等を口座振込にされている方

振り仮名の変更に伴い、口座名義を変更した場合、次のとおり手続きをしてください。

【必要なもの】

□ 名義変更後の通帳又はキャッシュカード

No	手続き名	手続き窓口	該当 ✓	済 ✓
		担当係・問い合わせ先		
① 障害児福祉手当・特別障害者手当		福祉課⑲～⑳番		
		ふれあい福祉係(本庁1階) ☎0185-89-2153		
② 児童手当		子育て支援課		
		こども福祉係(本庁2階) ☎0185-89-2946		
③ 児童扶養手当		子育て支援課		
		こども家庭センター(本庁2階) ☎0185-89-2947		

※その他の口座振替にしている電気、ガス等については、ご契約先の会社にお問合せしてください。

手 続 き ・ 内 容 等	担当課・問い合わせ先	該当	済
	必要なもの	✓	✓
パスポートをお持ちの方	市民保険課 窓口サービス係(本庁1階) ☎0185-89-2133		
旅券記載の氏名の振り仮名(ローマ字表記)の変更手続き(記載事項変更)が必要です。	市ホームページでご確認いただくか 窓口でお問合せください。		
介護保険被保険者証をお持ちの方	長寿いきがい課 介護保険係(本庁1階) ☎0185-89-2157		
総合窓口⑩～⑫番で手続きをしてください。 (被保険者証は郵送します。)	<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証		
身障手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	福祉課 ふれあい福祉係(本庁1階) ☎0185-89-2153		
福祉課⑱～⑳番で手続きをしてください。	<input type="checkbox"/> 各種手帳 <input type="checkbox"/> マイナンバー		
自立支援医療受給者証(更生医療・育成医療・精神通院)をお持ちの方	福祉課 ふれあい福祉係(本庁1階) ☎0185-89-2153		
福祉課⑱～⑳番で手続きをしてください。	<input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証 <input type="checkbox"/> マイナンバー		
障害福祉サービス受給者証・障害児通所受給者証をお持ちの方	福祉課 ふれあい福祉係(本庁1階) ☎0185-89-2153		
福祉課⑱～⑳番で手続きをしてください。	<input type="checkbox"/> 障害福祉サービス受給者証 <input type="checkbox"/> 障害児通所受給者証		
特別児童扶養手当を受給されている方	福祉課 ふれあい福祉係(本庁1階) ☎0185-89-2153		
福祉課⑱～⑳番で手続きをしてください。			
公共浄化槽、農業集落排水、下水道受益者負担金を使用されている方	下水道課 下水道管理係(本庁舎2階) ☎0185-89-2202		
必要な手続きについてご案内しますので、 下水道課へご連絡ください。			

<h3>その他公的機関に関する手続きのご案内</h3>	
<h4>年金を受給されている方</h4> <p>後日「氏名変更のお知らせ」及び「年金証書引換届」が送付されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「氏名変更のお知らせ」に記載されている、次回の年金支給日の前までに、受取口座の名義変更の手続きをしてください。 ・受取口座の名義変更後、「年金証書引換届」を年金事務所へ提出することで新たな年金証書が交付されます。 <p>※次の場合は上記のお知らせの郵送は無く、手続きも不用です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拗音、促音 ⇄ 大文字 【例】「ゃ」⇄「や」 ・旧字 ⇄ 現代かなの変更 【例】「ゐ」⇄「い」 ・ハイフン「-」、長ハイフン「ー」、短ハイフン「-」を「ー」(長音)に変更 	
<h4>マイナンバーカード公金受取口座</h4> <p>上記の年金受取口座を公金受取口座として登録している場合は、公金受取口座の変更も必要です。 ※市民保険課窓口サービス係の窓口でもお手続きできます。</p>	
<p>変更手続きはこちらから⇒</p> 	
<h4>全国健康保険協会の保険に加入されている方</h4> <p>マイナ保険証をお持ちでない方で、資格確認書をお持ちの方は、後日新しい資格確認書が郵送されます。</p>	
<p>戸籍制度マスコットキャラクター コセキツネ</p> 	